

石清水八幡宮 境内が史跡に

文化審議会の答申

11月18日に開催された国の文化審議会文化財分科会において、「石清水八幡宮境内」が史跡指定の答申を受けました。平安時代、僧行教により創建され、朝廷や武家などの崇敬を集めた、我が国を代表する神社境内との評価を受けています。

今回の文化審議会では、史跡名勝天然記念物の新指定が14件審議され、石清水八幡宮境内は新指定の史跡8件のうちの1件です。この後、官報告示を経て、正式に史跡として指定されます。指定面積は24万5千627・63㎡(公簿)です。今回の指定により八幡市の国史跡指定は、昭和32年指定



①石清水八幡宮本殿
②男山と三川合流部



また、武家の棟梁として台頭した源氏に厚く信仰され、鎌倉・鶴岡八幡宮を代表として、八幡神は各地に勧請され広まりました。創始当初から廃仏毀釈

天慶2年(939)には伊勢神宮に次いで奉幣される地位を得、天下第二の宗廟と称されました。天皇・上皇の一代一度の参詣も慣行となり、藤原氏の参詣も相次ぐなど、朝廷・貴族の厚い崇敬を受けました。

の「松花堂およびその跡」に加え2件めで、54年振りのことになりました。石清水八幡宮境内は、淀川左岸の標高約1200mの男山丘陵に立地し、貞観元年(859)、僧行教が受けた宇佐八幡宮の神託に従い、山城国男山山頂に八幡大菩薩を勧請したものです。



八角堂

まで神仏習合の宮寺の形態をとり、境内には大塔や八角堂をはじめとする寺院施設や、社僧の坊が多数設けられていました。市教育委員会が、昨年度まで実施した発掘調査では、大塔の跡や、護国寺跡、また、坊舎の一つである瀧本坊跡などで、良好に残る遺構を確認しました。

文化審議会では、古代以来の神社境内の趣きを今に伝えるとともに、神仏習合の宮寺として坊舎跡などの遺構も良好に残り、我が国の宗教史を理解する上で重要であるとの評価をいたしています。

今回、史跡の答申を受けた範囲には、八幡市八幡高坊30番地の石清水八幡宮所有地などのほか、八幡市八幡大芝に残る八角堂が含まれています。石清水八幡宮は、その創始から仏教的色彩が強く、

明治時代の廃仏毀釈までは石清水八幡宮寺と呼ばれていました。そうした中で境内地には多くの仏堂が営まれていましたが、廃仏毀釈でほとんどが棄却され、唯一残ったものが八角堂です。

八角堂は、鎌倉時代に石清水八幡宮本殿の西に造られた仏堂で、現在正法寺に所蔵されている丈六の阿弥陀如来座像(重要文化財)が祀られていました。明治の神仏分離政策で現在地に移築されました。現在の堂は、慶長12年(1607)に豊田秀頼が再興したものを元禄11年(1698)に修造したもので、唯一現存する石清水八幡宮寺の遺構であり、現境内とともに重要なものとの評価を受けました。

◆問い合わせ 文化財保護課

シンポジウム

「速報! 八幡のはちまんさん・歴史マンダラ
—遺跡調査からよみがえる

石清水八幡宮の歴史—

石清水八幡宮の国史跡を記念したシンポジウムを開催します。

日時 12月10日(土)午後1時30分~4時30分
場所 生涯学習センター ふれ

発掘体験教室

—古代のお寺の発掘に参加しよう!—

現在、発掘調査を行っている美濃山は、奈良時代(約1300年前)のお寺があった場所と考え

られ、瓦など多くの遺物が見つかっています。古代の歴史にふれながら、発

あいホール

※ご来場には、公共交通機関をご利用ください。

定員 250人(当日受付)

記念講演

講師 國學院大學栃木短期大学教授 銀代敏彦氏

石清水八幡宮が全盛期であった中世を中心に僧侶・神官の關係や役職をはじめ、祭祀、信仰

がいかなるものだったのか、石清水八幡宮の深層をお話しいたします。

基調報告

- ①「遺跡にみる八幡宮寺の信仰—発掘調査の成果から—」
・講師 文化財保護課 大洞真白
- ②「石清水八幡宮寺の『山上伽藍』—分布調査の成果から—」
・講師 文化財保護課 小森俊寛

掘に参加してみませんか?

日時 12月17日(土)午後1時30分(京都八幡高校南キャンパス正門前集合)~3時50分

※雨天の場合は18日。
場所 美濃山廃寺・美濃山廃寺下層遺跡発掘調査現場

対象 市内在住の小学校4年生以上

定員 30人
参加費 30円(保険料)
申し込み 12月1日(木)午前9時から文化財保護課で電話受付開始(☎972-2580)

みんなで築こう人権の世紀

～考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心～

12月4日～10日は人権週間

「世界人権宣言」が国連総会で採択された12月10日を「世界人権デー」として定め、この日を最終日とする1週間を「人権週間」として全国各地で人権啓発活動が実施されます。



平和大使報告会で発言する于 再治さん

人権の尊重と平和な世界の実現は、すべての人々の願いです。平和なくして人権の尊重は図れないとの思いから市では、人権問題とともに、平和に関する学習機会を拡充し、情報を提供し、市民との協働による市民主体の平和活動を推進しています。

今年も、平和大使の広島派遣事業に、市内4中学校から各2名の生徒が参加し、戦争の悲惨さや平和の尊さを学びました。8月27日には、「平和大使報告会」を開催し、8人の大使から、平和の大切さを綴った作文を発表していただきました。

僕は今回八幡市から、平和大使として、8月6日に広島で行われた平和記念式典に参加しました。そこで僕は、今自分たちが平和のためにすべきことは何なのかを真剣に考えることができました。

僕が今回、広島で見たもの、聞いたこと全てが、僕にとっては衝撃的でした。その中で特に印象的だったのは、広島県原水爆被害者団体会議で語り部の藤井照子さんから聞いたお話と平和記念式典でした。藤井さんの話した原爆投下直後の広島は、地獄そのもので倒された、逃げ惑う人、気が狂った人、泣き叫ぶ人、いっぱいだったそうです。そして、藤井さん自身も被爆し、甲狀腺機能低下症になり、死ぬまで治療を続けなければなりません。ここで改めて僕は、爆発から生き残った人にも「放射能」という恐怖を与え、苦しい続ける原爆の恐ろしさを感じました。

そして8月6日、平和記念式典。今でも僕は、黙禱の中、響き渡った平和の鐘の音を覚えています。

その時は、平和資料館で見た被爆者の写真を思い出していました。

原爆の惨劇を写した写真からは、被爆者の苦しさ、つらさ、くやしさがひしひしと伝わってきました。また、66年前のこの瞬間に一発の原子爆弾が、一瞬のうちに多くの命を、その人の希望や未来とともに奪っていったと思うと、やりきれない気持ちになりました。

式典の後、僕たちは「グループ」にわかれ、平和についての学習をしました。僕がいたグループは様々な人に、式典に参加して感じたこと、平和のためにすべきことは何かをきいてまわりました。

この時は、外国の方にも聞きました。原爆問題や世界平和は、世界が一つになって取り組んでいくべきことだからです。



平和大使の皆さん(8月6日、広島)

広島がおしえてくれたこと

男山第二中学校3年 于 再治

どの国の方たちも僕たちの質問に真剣に答えてくれ、僕は彼らが広島に来て何かを感じてくれたのだと知って嬉しかったです。

そして、驚いたことに、どの国の方も平和のためにすべきことは、相手を尊重し、相手と調和し、ともに生きることを答えてくれました。何だか広島で世界が一つになった、そんな気がしました。

今、僕たちが平和のためにすべきことは、それは戦争や原爆を体験した方たちの気持ちを受け継ぎ、多くの人に発信していくことです。

決して風化させてはいけません。そして、真の世界平和のためには、人と人が互いに相手を尊重し、理解していくべきだと思います。

また、3月11日に起きた東日本大震災により、多くの人が亡くなり、それに伴う深刻な原発事故で、今も多くの人が苦しめられ、僕たちの生活に影響を及ぼしています。だから、今こそ僕たちは、原爆だけに限らず、「原子力」そのものについて考え直すべきです。

二度と惨劇を起こさないためにも、果たして人間は安全に原子力を扱えるのか、時間をかけてでも、しっかりと考えるべきだと思います。

これから僕は、戦争で亡くなった人、戦争に苦しめられた人のためにも、自分のできることをしていき、戦争のない平和な世界作りを貢献したいと思います。

人権についてのアンケート結果

人権についてのアンケート

Q1 あなたが、もしも人権を侵害された場合、どのような対応をしますか？

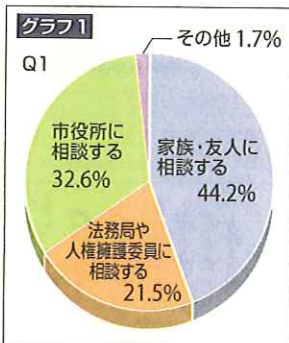
Q2 あなたは、法務局や人権・交流センター等で行っている「人権相談」を利用したことがありますか？(グラフ2の青色)

Q3 あなたは「子どもの虐待」や「DV(ドメスティック・バイオレンス:配偶者や恋人など親密な関係にある男女間における暴力)」を知った場合、どうするか知っていますか？(グラフ2の橙色)

Q4 あなたは、八幡市に「地域包括支援センター(高齢者の相談・支援)」があるのを知っていますか？(グラフ2の緑色)

市民文化祭で、人権についてのアンケートを実施し、316人の市民の皆さんから回答をいただきました。その結果をお知らせします。(グラフ参照)

人権を侵害された場合の対応は、44.2%の人が家族や友人に



相談すると回答、市役所に相談する人は32.6%にとどまりました。

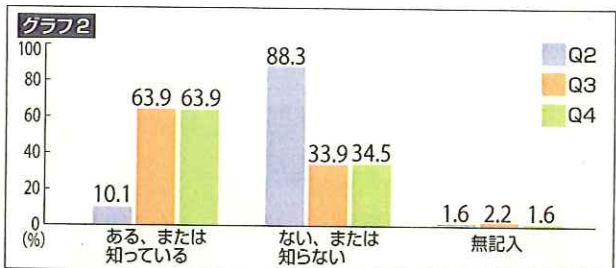
法務局や人権・交流センターで行っている「人権相談」の利用については、88.3%の人が利用したことがないと回答されました。

「子どもの虐待」や「配偶者や恋人など親密な関係にある男女間における暴力(DV)」を知った場合の対応や地域包括支援センター(高齢者の相談・支援)については、約34%の人が知らないと回答されました。

人権侵害は、許されない重大なことです。家族や友人に相談するだけでなく、公的な機関に相談してください。

広報やわたでは、毎月各種相談について(今月は13面)案内していますので、ご利用ください。

人権・交流センターは、どんな些細なことでも気軽に相談していただける環境づくりに努め、人権啓発の拠点施設として、一人ひとりが人権を尊重できる社会をめざして人権啓発・人権教育に取り組んでいます。



◇問い合わせ 人権啓発課